

三重縣公報

第三千七百九號

告示

昭和十一年九月一日
火曜 日

●三重縣告示第九百二十七號

昭和十一年度藥種商製藥者、毒物劇物營業者試驗期日、場所左ノ通定ム
受験セムトスルモノハ昭和十一年一月三三號藥種商製藥者及毒物劇
物營業者試驗規程ニ依リ願書ヲ所轄警察署ヲ經由シ當廳ニ差出スヘシ但シ他府縣
在住者ハ警察署ヲ經由スルニ及ハス

昭和十一年九月一日

三重縣知事

富田 愛次郎

試驗種類

日

時

願書締切期限

場所

藥種商製藥者

(筆記實地)

十月十五日自午前九時至正午
同日自午後一時至午後四時

九月三十日

津市中茶屋町
三重縣會議事堂

毒物劇物營業

(筆記實地)

十月十五日自午前九時至正午
同日自午後一時至午後四時

九月三十日

右 同

●三重縣告示第九百二十八號

管内ニ左記ノ通家畜傳染病發生セリ

通牒照會

●衛收第一五、六一八號ノ一

昭和十一年九月一日

警 察 部 長

各市町村長殿

墓地改葬周知方ノ件

左記墓地ハ今回整理改葬ヲ要スルモ關係者不明ノモノ有之趣ニ付有緣者ハ期日迄ニ管理者宛申出ラレ度尙期日迄ニ申出無之モノハ管理者ニ於テ適宜措置可致旨一般ニ周知方京都府警察部長ヨリ照會有之候條可然御取計相成度

記

一、墓地所在地

京都市左京區北白川仕伏町八六 乘願院墓地

二、申出期日

昭和十一年九月十日

三、管理者

京都市左京區北白川仕伏町八三 乘願院住職 柴田良隨

昭和十一年九月一日印刷發行

三重縣公報(第三種郵便物認可)

三重縣廳

三重縣津市下部田千六百十九番地ノ二

印刷所 三重縣印刷所

振替口座番號 名古屋一四五〇六番

雜報

1

勞働統計實地調査に就て

總務部統計課

其の社會的意義並價值

今秋十月十日には第五回勞働統計實地調査が施行せられる。

全國の該當工場、鑛山及交通事業體の事業主に就ては「事業票」に依り、其の雇傭勞働者の一人々々に就ては「勞働票」に依つて、我國產業界の勞働事情勞働者の生活情況等が詳細に調査せられるのであるが、全國該當市町村當局に於ては既に去る八月十日現在を以て之が準備調査に着手したことは周知の通りである。(爾後便宜上單に之を勞調と略稱する)

勞調は勞働事情の實際を調べ、勞働問題に對する政策施設の基礎資料を得ることを眼目とするので、近代產業國に於ける社會政策上の要求並社會政策的の活動より生じたる統計の新分野である。

勞調は大正十一年に公布せられた統計資料實地調査に關する法律の規定に基いて、其の第一回が大正十三年

に施行せられ爾來三年毎に實施せられ既に四回の經驗を経て來た所のものである。同じく國家的の大事業である所の國勢調査に比較すれば、勞調は國調より四年遅れて誕生してゐるに拘らず、其の齡は一つ多い。以て社會情勢の著しい變動に伴ふ勞働事情の複雑な推移變遷を審にして之に適應する所の資料の整備考察が極めて緊要な事であることを物語るものであらう。

もとより、勞調の規模は國勢調査程廣汎な普遍性を有たないが、勞働事情が社會問題の大なる一面であることを考へるならば、本調査に直接關與する者と、關與せざる者とを問はず、勞調の重大性に留意を拂はるべきであらう。

新に交通事業體を加ふ

從來の第一回乃至第四回即ち調査は毎回工場及鑛山の二範疇にのみ行はれ、其の調査結果は各種の社會問題に對する政策施設の貴重なる基礎資料として利用せられて來たことは勿論であるが、併し乍ら今日の社會情勢から觀て工場、鑛山に關する調査結果のみでは、社會政策的立法の基礎資料として完璧を期し難い憾があ

つた。

そこで今次の調査以降、調査範圍を擴張し、更に交通業に之を及ぼすことゝなつた。この交通事業體を調査の新範圍に加つたといふことが、今回の勞調により一層の重要性を與へたのである。之に依つて今後定期に繰り返して行はれる調査に新たな基礎を與へられるものとしても至大の意義を有つものである。

調査の時期

工場、鑛山及船舶を除く交通事業體に關する調査は凡て十月十日現在に依つて行はれる。船舶に就ては九月十一日から十一月十日に至る前後を通じ二箇月の期間が設けられてあるが、之は歐洲航路の帝國船舶が出帆から歸航まで大體二箇月を要するものと見込んだ爲である。

調査の範囲

工場に就ては從來原則として三十人以上の労働者を使用するものに就て調査してゐたが、今回は之が五十人以上に改められた。此の點は調査範圍を交通業に及ぼした爲の止むを得ない改正である。

但し「産業別調査工場標準に依つて其の小分類に於て三百人以上の該當工場のみを調査するもの七種産業、百人以上二十産業、十五人以上九種産業などの原則に對する特例がある。

鑛山に就ては鑛業法及砂鑛法の適用を受ける五十人以上の勞働者を使用するものが該當する。

新に加へられた交通業に就ては陸上運輸業運輸取扱業及船舶が調査の範囲に入るのであるが、船舶に就ては船舶法の適用を受け海上運輸に従事するものに限られ居る。従つて同法の適用せらるゝ内地及臺灣在籍の船舶のみで總噸數千噸以上のものに限り調査せらるゝのである。

調査の事項

調査の事項は「事業票」及「労働票」に依り詳細に雇傭者と労働者に夫々申告せしめる。

而して申告書は各事業體に就て一人の勞働調査員と之を補佐する數人又は數十人の勞働副調査員（大體勞働者五十人に一人）に依りて申告の指導がせられ、申告書の蒐集、検査が行はれる。

在現日十月十年

勞 働 (用勤工) 票

労働者名		第		號		工場の所在地		工場の名	
氏名	三	年	月	日	四	出生地	郡	男	女
出生年月日	有無	六	度	の	職業	八	年	就業	月
職名	有無	六	度	の	超過時間	九	賃銀	十	實物
實物	有無	十	米穀	調味料	破損	光熱	住宅	寄附金	その他
その他	有無	十一	印刷	検査	署名	署名	署名	署名	署名

有之通相返無之候也 調査員 検印

中告者 印捺

第二號樣式甲

在現 日 十 月 十 年

事業費

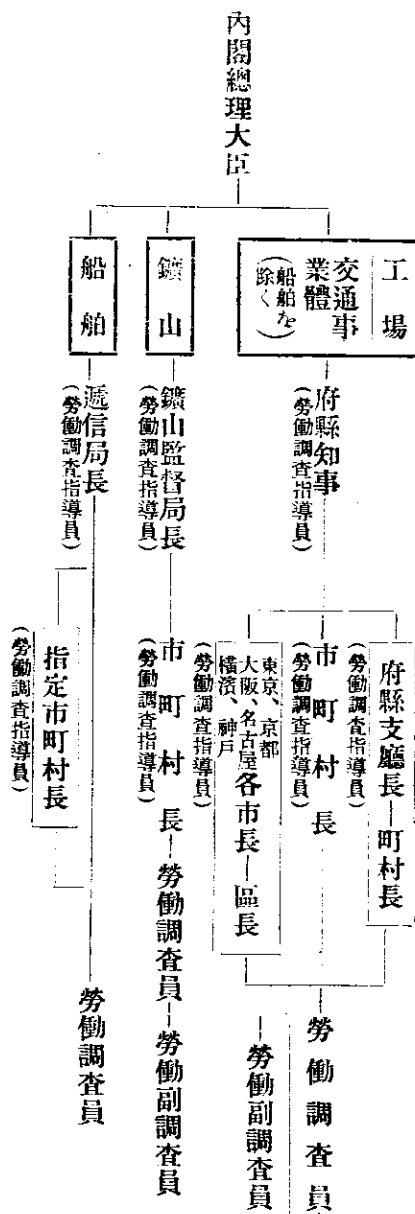
工場の名	事業の種類	五 労働日の所定時間	六 休息日の所定時間	七 休業日の所定数	実種購入費は	八 給償及賃金月額は	九 の與人員額
二	四	時分	時分	日	米穀調味料被服光熱住宅寄宿舎其の他	円	人
現在地	現在地	現在地	現在地	現在地	現在地	現在地	現在地
郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市
番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地	番地

第一號樣式甲

道府縣都市
區町村名市
縣名道
郡市
村町區
(之市上の
を區町二
を記町二
入す村機
入す長)

調査の機關

調査機關の系統は左に示す通である。



結語

労働統計實地調査は國勢調査とちがひ全國民漏なく參加する譯ではないが、本調査の結果が有つ價值は後者に劣るものでない所以は既に述べた通りである。故に本調査に關して該當被調査體を有しない町村の當事者、町村民も亦之に對し關心と援助を與へられんことを希望して已まない。

昭和十一年九月一日印刷發行

三重縣廳